

## 要 旨

2020年4月1日、八王子市は「八王子市公文書の管理に関する条例」（令和元年条例第21号。以下、八王子市条例とする）を施行した。また同時に、八王子市に合併した旧町村役場の公文書の一部について、「歴史的に価値ある公文書」（以下、歴史的公文書とする）として目録を公表した。そして現在、（仮称）八王子市公文書館の整備にむけて動き出している。しかし敷地や施設といったハード面だけでなく、歴史的公文書の管理・利用といったソフト面でも課題を抱えている。

なかでも公文書館機能のうち利用普及機能と関わって重要なのが、歴史的公文書の利用制度である。この制度は、八王子市情報公開条例（平成12年条例第67号）によらず、「利用申出」及び「利用申込」という方法で、より広く、より簡便に歴史的公文書を利用できるように創設したものであった。

2020年度には利用申出12件、2021年度には利用申出13件・利用申込1件があり、制度創設は一定の効果をあげている。一方で、八王子市条例は歴史的公文書の利用制限情報の判断について「時の経過」を考慮しないため、作成後何年を経過した公文書であっても、個人情報等の利用制限情報をマスキングして利用に供する。また利用審査が進んでいないため、利用申込によりその場で利用できる歴史的公文書に限られるなど、制度創設の趣旨とは乖離した運用になっている。市民共有の知的資源である歴史的公文書を市民が主体的に利用できるよう、そして行政の説明責任を果たせるように、公文書館整備を見据えて制度の再構築を図っていかなければならない。

本稿は、（仮称）八王子市公文書館整備にあたり、歴史的文書の利用制度の課題を解決し、より充実させるべく、国や他自治体の事例に学びながら改善策を提示したものである。利用制度を再構築する方法として、公文書管理条例、公文書館条例、情報公開条例のいずれかを改正又は制定する際の考え方を示した。さらに制度再構築までの間、さらにその後の業務において、利用審査を適正に行い、より多くの歴史的公文書を利用に供するための方法として、審査記録の作成、事前審査の実施を提案した。最後に、これらの改善策を取り入れた場合、現行の仕組みがどのように変わるのか見通しを示した。